

令和6年

上尾市教育委員会7月定例会 議案
(その2)

議 案 名

議案第 5 1 号 教育委員会事務局等職員の懲戒処分について ----- 1

議案第 5 1 号

教育委員会事務局等職員の懲戒処分について

下記のとおり、教育委員会事務局等職員の懲戒処分を行う。

令和 6 年 7 月 2 3 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

- 1 所 属 名 学校教育部中学校給食共同調理場
- 2 職 員 氏 名 ○○ ○○
- 3 職 位 主任
- 4 年 齢 4 7 歳
- 5 性 別 男
- 6 処分年月日 令和 6 年 7 月下旬
- 7 処分内容 戒告
- 8 事件の概要 令和 6 年 4 月 1 4 日(日) 自家用車で国道 1 7 号(埼玉
県北本市)を運転中、速度違反自動取締装置により
4 2 km/h の速度超過で検知され、交通法規違反により、
行政処分として運転免許停止 3 0 日(短縮後 1 日)、刑
事処分として略式裁判により罰金 8 万円が科された。本
件は、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない行
為であり、市職員全体の信用を失墜させたものである。

提案理由

上尾市職員懲戒審査委員会の審査結果を踏まえ、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、懲戒処分を行いたいので、この案を提出する。